

公告第1号

伊達地方消防組合消防指令システム浸水対策工事及び消防救急デジタル無線機能強化の総合整備に係る公募型プロポーザルについて、下記のとおり手続等を開始するので公告します。

令和5年4月18日

伊達地方消防組合管理者 須田 博行

記

1 事業計画

(1) 件名

消防指令システム浸水対策工事及び消防救急デジタル無線機能強化の総合整備

(2) 目的

今般、伊達地方消防組合消防本部（以下「当本部」という。）が福島県阿武隈川水系東根川洪水浸水想定区域（公表年月日 令和3年10月）の指定対象となった。

当本部は、消防業務の中核である消防指令センター（以下「指令センター」という。）の重要な電源・機器が1階機械室に構築されており、これらの機器が浸水すれば119番緊急通報の受付・出動指令・無線運用等に重大な障害が発生し、消防業務の継続が困難となる。諸課題を解決するため、浸水対策を施し、災害に強い高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線を再構築するとともに費用対効果の高い保守体制を確立することを目的とする。

(3) 内容

伊達地方消防組合消防指令システム浸水対策工事及び消防救急デジタル無線機能強化の総合整備に係る要求水準書（以下「要求水準書」という。）のとおり。

(4) 期間

令和6年度（2024年度）から令和7年度（2025年度）

※本事業の契約は、令和6年度（2024年度）とする。

(5) 運用

システムの運用開始予定は令和8年4月1日（2026年度）とする。なお、運用開始から1年間を契約不適合責任期間とし、当該期間経過後から5年間を保守点検業務委託期間とする。

(6) 場所

福島県伊達市保原町大泉字大地内93番地1 ほか

(7) 提案上限額

提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

ア 構築費 760,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※浸水対策工事を含むものとする。

イ 概算総運用費 890,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※構築費、保守費を含めた総費用とする。なお、保守費については、適切な保守を実現した上で、構築後2年目から6年目までの5年間の保守費として提案すること。

2 担当部署

伊達地方消防組合消防本部警防課 通信指令係

〒960-0634 伊達市保原町大泉字大地内93番地1

TEL 024-575-0182 メールアドレス bid@date119.jp

3 参加表明書等の提出等について

(1) 参加表明書等の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

令和5年4月19日（水）から令和5年5月2日（火）

イ 提出方法

1部を担当部署へ持参又は郵送（特定記録郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。持参する場合は平日の午前8時30分から午後4時00分までとする。なお、事前に持参日時を連絡すること。

郵送の場合は提出期限までに必着とし、封筒の表側に「参加表明書等在中」と赤字で記載すること。また、郵送後に必ず到着確認の電話連絡を行うこと。

(2) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

ア 提出期間

令和5年4月19日（水）から令和5年4月25日（火）午後4時00分

イ 提出方法

参加表明書等に関する質問は、質問内容を簡潔にまとめ、参加表明書等に関する質問書（様式第3号）により電子メールで担当部署に提出すること。なお、電子メールの標題に「参加表明書等に関する質問書の送付について」の文字列を必ず記入することとし、電子メール送信後、必ず受信確認の電話連絡を行うこと。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、令和5年4月28日（月）伊達地方消防組合ホームページ上に掲載することとし、個別には回答しない。

4 プロポーザル参加資格確認通知書等について

(1) 参加資格の確認の結果は、令和5年5月15日（月）までに郵送にて通知する。

- (2) 参加資格確認通知書により参加資格を有する旨の通知を受けた者に対し、技術提案書等提出要請書及び要求水準書を送付する。
- (3) 参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土日祝日を除く。）以内に、書面（任意様式）により、担当部署に対して当該結果の理由について説明を求めることができる。

書面の提出方法は持参又は郵送とし、持参する場合は平日の午前8時30分から午後4時00分までとし、提出に要する費用は提出者の負担とする。なお、回答は、書面の提出があった日の翌日から起算して10日以内（土日祝日を除く。）に書面により行う。

5 技術提案書等の提出等について

(1) 提出部数

ア 様式第6号 1部（関係書類については10部）

※関係書類は提案書類ごとにインデックスを付し、A4ファイルに左綴じすること。

イ 様式第7号 1部

ウ 様式第8号 1部

エ 技術提案書等電子媒体（CD-R（PDFファイル）） 1枚

(2) 提出期間及び提出方法

ア 提出期間

令和5年6月20日（火）（1日間のみ）

イ 提出方法

担当部署へ持参又は郵送（特定記録郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。持参する場合は、午前8時30分から午後4時00分までとする。なお、事前に持参日時を連絡すること。

郵送の場合は令和5年6月20日（火）必着とし、封筒の表側に「技術提案書等在中」と赤字で記載すること。また、郵送後に必ず到着確認の電話連絡を行うこと。

※期間を過ぎて持参、郵送により到着したものについては受け付けない。

- (3) 技術提案書の提出を要請された者で、提出を辞退する場合は、その旨を令和5年6月2日（金）までに辞退書（任意様式）を担当部署へ提出すること。

(4) 技術提案書等作成に伴う質問書の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

令和5年5月15日（月）から令和5年5月23日（火）

イ 提出方法

技術提案書等に関する質問書（様式第9号）に、質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで担当部署に提出すること。なお、電子メールの標題に「技術提案書等に関する質問書の送付

について」の文字列を必ず記入することとし、電子メール送信後、必ず受信確認の電話連絡を行うこと。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、令和5年6月1日（木）伊達地方消防組合ホームページ上に掲載することとし、個別には回答しない。

6 技術提案書等の作成にあたっての留意事項

- (1) 要求水準書は伊達地方消防組合が希望する許容水準の大要を定めたものであり、要求水準書に示された内容の代替、同等以上の技術提案は審査にて評価する。なお、提案については1者1提案のみとする。
- (2) 技術提案書の関係書類は、A4サイズ（縦）片面1枚を1ページとし、目次、表紙などを除き両面印刷で35ページ以内とすること。なお、A3サイズを使用する場合は、A4サイズの大きさに三つ折りにすること。（A3サイズはA4サイズ2ページとして数えることとする。）また、ページ番号を付けること。
- (3) 言語は日本語、文字サイズは11ポイント以上とし、分かりやすい表現で簡潔に説明すること。
- (4) 専門知識を有しない者にも理解できるように配慮し、図や表などを適宜使用するなど、見やすく明確なものとする。
- (5) 技術提案書等には、提出時の表紙及び見積書等を除き、技術提案者を判別できるような名称、ロゴマーク等は使用しないこと。
- (6) 概算総運用費は、要求水準書に記載の保守内容に沿った年間の保守金額を算出し記載すること。
- (7) 概算総運用費には、計画更新（中間更新及び部分更新）に必要な費用を含めないこと。
- (8) 原則、技術提案書提出後の内容変更は認めない。

7 プレゼンテーションについて

(1) 実施日

令和5年7月11日（火） ※開始時間については別途通知する。

(2) 実施場所

伊達地方消防組合消防本部2階 多目的ホール

(3) 準備物

ア プレゼンテーションに必要な機材（PC等）は技術提案者が用意すること。

イ スクリーン及びプロジェクターは当本部にて準備する。

(4) 時間配分等について

ア 開始時間20分前に実施場所へ到着すること。

イ 準備時間は開始時間10分前からの10分間とする。

ウ 技術提案説明に40分、質疑応答に10分の計50分とする。

(5) 留意事項

ア 指定した開始時間にプレゼンテーションを実施できない場合は、審査対象外とする。

イ プレゼンテーションは本プロポーザルに技術提案をした者が実施することとし、最大5名までの出席とする。

ウ 提出された技術提案書等を用いて説明を行うこと。なお、技術提案書等以外の資料を用いた説明は認めない。

(6) 審査結果の公表

審査終了後、審査結果を令和5年7月14日（金）伊達地方消防組合ホームページ上に公表する。

8 日程

(1) 公告日	令和5年4月18日（火）
(2) 参加表明受付期間	令和5年4月19日（水）～令和5年5月2日（火）
(3) 参加表明に関する質問書受付期間	令和5年4月19日（水）～令和5年4月25日（火）
(4) 参加表明に関する質問回答日	令和5年4月28日（金）
(5) 参加資格結果通知	令和5年5月15日（月）までに通知
(6) 技術提案書提出期間	令和5年6月20日（火）
(7) 技術提案書等に関する質問受付期間	令和5年5月15日（月）～令和5年5月23日（火）
(8) 技術提案書等に関する質問回答日	令和5年6月1日（木）
(9) プレゼンテーション実施日	令和5年7月11日（火）
(10) 審査結果の公表日	令和5年7月14日（金）

9 その他

本プロポーザルの公告後、プロポーザル関係者と不正な接触をした場合、審査対象外とすることがある。